

○大野城市保育所入所措置基準における調整指数及び優先順位

(目的)

第1条 この調整指数及び優先順位は、大野城市保育所入所措置基準要綱（平成2年要綱第20号。以下「要綱」という。）別表に規定する運用基準及び指数のほか、世帯の状況、就労環境等の諸事情を考慮する基準として、調整指数及び優先順位について必要な事項を定めるものとする。

(入所調整指数)

第2条 保育所への入所措置に関する調整指数は、別表1のとおりとする。

- 2 世帯の状況、就労環境等が別表1の番号1から番号4までのいずれかに該当し、調整指数が要綱の規定に基づく保護者の指数よりも高い場合は、保護者の指数を調整指数に置き換える。但し、世帯の状況、就労環境等が複数の番号に該当する場合は、最も高い調整指数を採用し、保護者の指数に置き換える。番号5に該当する場合は、世帯の状況、就労環境等にかかわらず調整指数に置き換える。
- 3 世帯の状況、就労環境等が別表1の番号6から番号19に該当する場合は、要綱の規定に基づく保護者の指数のうち最も低い保護者の指数に調整指数を加算及び減算する。但し、前項に基づき指数を調整指数に置き換えた場合は、加算については行わない。
- 4 第2項及び第3項により算定された指数が最も低い保護者の指数をその世帯の指数とし、複数の入所希望者から入所内定者を選考する場合は、世帯の指数が高い児童から入所を内定する。

(優先順位)

- 第3条 前条に基づき、複数の世帯の指数が同値となり、入所内定者を選考できない場合は、世帯の状況、就労環境等が別表2の優先順位Aから優先順位Lまでのいずれかに該当することを確認し、優先順位の高い世帯の児童から入所を内定する。なお、世帯の状況、就労環境等が複数の優先順位に該当する場合は、最も高い優先順位を採用する。
- 2 前項の優先順位は、Aを最も高い優先順位とし、以下アルファベット順に優先順位は下がるものとし、Lを最も低い優先順位とする。

(優先項目)

第4条 前条に基づき、複数の世帯の優先順位が同じとなり、入所内定者を選考できない場合は、別表3に規定する優先項目を上から順に適用し、優先度の高い児童から入所を内定する。

別表1

○調整指数

算定方法	番号	運用基準	調整指数
指数を調整指数に置き換える	1	地域型保育施設(小規模保育事業所等)の卒園児の場合 保育所事由により保育の継続ができないと市が認める場合	95点
	2	大野城市内の認可保育所(園)で保育士として就労している(就労予定がある)場合(配偶者が求職中の場合は除く。) 筑紫地区5市による「保育所等に勤務する保育士に係る就学前児童の保育に関する協定」に該当する場合	90点
	3	兄弟姉妹が既に入所している場合(求職者・卒(退)園予定児は除く。)	85点
	4	生活保護世帯の場合	60点
	5	育児休業の延長が可能で、利用調整における点数の減点が承諾できる場合	0点
加算	6	生計中心者が失業した場合(ひとり親世帯は除く。)	+35点
	7	入所不可が継続中の場合(ただし、入所を辞退した場合は、入所辞退後の入所不可回数を採用する。)(番号5に該当する場合は	1回につき+1点

		除く。)	(最大+10点)
	8	育児休業明けで復職予定がある場合	+5点
	9	自営業協力者で専従者控除ありの場合	+5点
	10	入所申込をする児童が、特別児童扶養手当の受給対象者又は身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aを交付されている場合	+4点
	11	入所申込をする児童が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳Bを交付されている場合	+3点
	12	父または母が単身赴任している場合	+3点
	13	兄弟姉妹同時入所希望の場合	+2点
	14	入所申込をする児童が、食物アレルギーを持っており、アナフィラキシー反応を起こしたことがある場合	+1点
減算	15	勤務予定の場合	-2点
	16	父または母が不存在の世帯のうち、離婚はしていないが、離婚調停中かつ別居中(住民票も別世帯)等、実態的にひとり親とみなすことができる場合(ひとり親家庭等の指数から減算)	-5点
	17	同居の65歳未満の就労していない祖父母が保育している場合	-10点
	18	入所内定を辞退した場合	辞退1回につき-10点
	19	同一世帯における保育の必要性が認められる兄弟姉妹(小学校就学前の児童に限る。)が認可保育所の申込を行わず、家庭保育又は保護者の職場に同行している場合(当該兄弟姉妹が介護・看護の対象である場合は除く。)	-15点

別表2

○優先順位

番号	運用基準	優先順位
1	ひとり親世帯	A
2	生活保護世帯	B
3	父又は母が不存在の世帯のうち、離婚はしていないが、離婚調停中かつ別居中(住民票も別世帯)等、実態的にひとり親とみなすことができる場合	C
4	父又は母が疾病、心身障がいにより就労できない場合(出産を含む。)(身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B以下を除く。)	D
5	兄弟姉妹が既に入所している場合	E
6	未就学児が3人以上同居している場合	F
7	18歳未満(当該年度4月1日現在)の子どもが3人以上同居している場合	G
8	育児休業から復帰予定の場合	H
9	保護者が就労している世帯で、入所申込をする児童が届出保育施設又は企業主導型保育事業所で保育されている場合	I
10	保護者が就労している世帯で、入所申込をする児童が事業所内託児所又は転入前の認可保育園で保育されている場合	J
11	保護者が就労している世帯で、上記いずれにも該当しない場合	K
12	上記のいずれにも該当しない場合	L

別表 3

○優先項目

優先 段階	優先項目
1	調整指数のうち「指数を調整指数に置き換える」を適用していた場合には、適用しない場合の指数および優先順位が高いこと。
2	連続入所不可回数が多いこと（入所辞退した経験のある者は入所辞退後の連続入所不可回数を採用する）
3	入所申請者が申請書において入所調整に係る保育所をより上位の順位で選択していること
4	保護者の市町村民税の所得割額の合計がより低額であること
5	その他市長が必要と認める基準

附 則

（施行期日）

1 この調整指数及び優先順位は、令和 7 年11月13日から施行する。

（経過措置）

2 この大野城市保育所入所措置基準要綱における調整指数及び優先順位は、令和 8 年度以降の年度分の保育所入所決定について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保育所入所決定については、なお従前の例による。